

給実甲第1347号

令和7年2月12日

人事院事務総長

給実甲第576号の一部改正について（通知）

給実甲第576号（給与簿等の取扱いについて）の一部を下記のとおり改正したので、令和7年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第3 勤務時間報告書 1～3 (略) 4 超勤代休時間に勤務した場合 においては当該超勤代休時間の 指定に代えられた超過勤務手当 の支給に係る超過勤務の時間の 属する年月を、次に掲げる場合 においてはその旨をそれぞれ勤 務時間報告書に備考として記入	第3 勤務時間報告書 1～3 (略) 4 超勤代休時間に勤務した場合 においては当該超勤代休時間の 指定に代えられた超過勤務手当 の支給に係る超過勤務の時間の 属する年月を、次に掲げる場合 においてはその旨をそれぞれ勤 務時間報告書に備考として記入

する。

一～四 (略)

五 人事院規則 9—7 (俸給等の支給) 第 7 条の規定により俸給の特別調整額、本府省業務調整手当若しくは専門スタッフ職調整手当が支給されないこととなった場合又は人事院規則 9—24 (通勤手当) 第 21 条の規定により通勤手当が支給されないこととなった場合

5 (略)

する。

一～四 (略)

五 人事院規則 9—7 (俸給等の支給) 第 7 条の規定により俸給の特別調整額、本府省業務調整手当若しくは専門スタッフ職調整手当が支給されないこととなった場合又は人事院規則 9—24 (通勤手当) 第 20 条の規定により通勤手当が支給されないこととなった場合

5 (略)

以 上